

大船渡市農業協同組合にかかる信用 事業強化指導計画の履行状況報告書

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律附則第8条第1項)

平成 27 年 5 月

農林中央金庫

目次

1	はじめに	1
2	信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況	
	(1) 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	2
	(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導	7
	(3) 被災債権の管理および回収に関する指導	8
3	指導体制の強化の進捗状況	9
4	経営指導のための施策の進捗状況	
	(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理	9
	(2) モニタリング	10
	(3) 計画の履行を確保するために必要な措置	12

1 はじめに

当金庫は、大船渡市農業協同組合（以下、「当組合」という。）が被災地域の農業者に対する信用供与の円滑化と、被災者支援・被災地域の復興を担う重要な農業協同組合であるという認識の下、被災者等への円滑な資金供給機能を果たしていくために、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を活用することにより、当組合の財務基盤の健全性を確保いたしました。

当金庫といたしましては、当組合がこれまで以上に地域の農業者への円滑な資金提供や充実した金融サービスの実施を図れるように、今後とも「信用事業強化指導計画」に基づく指導および助言を実施するなど全面的な支援を行ってまいります。

2 信用事業強化計画を実施するために行う指導の進捗状況

(1) 農業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

a 農業者に対する信用供与の実施体制の整備への指導

当組合では、復旧・復興に向けた動きに合わせ変化する被災者のニーズに対して総合的な相談対応を行い適切なサポートを実施するため、各支店への震災相談窓口担当者（総勢 15 名）の配置、信用渉外担当者（30 名）による被災者を含む組合員・利用者等への訪問活動（平成 26 年 3 月から平成 27 年 4 月末までの間、延べ 219,604 戸（対象となる実組合員等 17,126 戸））の実施等、被災者支援のための体制を強化しております。

特に、営農再開に向けては、本店営農部および営農センターに配置している営農担当者 9 名が、営農相談会や地域座談会において農地の除塩作業の指導を行うほか、被災農家経営再開支援事業や農地復旧事業の利用推進、また農機・施設復旧のための各種補助金申請にかかる相談対応など、農業再開に向けた支援を行っております。

当金庫としましては、多岐に亘る被災者のニーズにお応えしていくためには、総合事業を行う当組合の特性を十分に活かす必要があるとの認識の下、被災者ニーズの一元的管理や、信用部署とその他部署間の連携等、体制整備への指導を実施してまいりました。

当組合管内の農用地の被害面積 460ha のうち、平成 27 年 2 月末現在の復旧面積は 286ha（62.2%）にとどまっている現状にありますが、今後の営農再開・生活再建に向けた取組みの本格化に向け、引き続き、当組合との信用事業強化計画実績検討会（以下、「月次実績検討会」という。）を通じ、営農再開の状況および被災者からのニーズ把握に努め、岩手県内農協系統諸団体等と連携のうえ、指導・支援を実施してまいります。

b 農業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制への指導

当組合では、既往債務者対策、農業者向け融資および震災の復興支援を積極的に推進するため、組合長以下全常勤理事、常勤監事、参事、および本店の各室部長が参画する支店長会議（月次開催）にて、震災の影響を受けている既往債務者、農業者への復興支援施策（制度資金、支援事業等）、被災者向け融資の進捗状況および計数実績等に対する管

理・指導を行っております。

加えて、当組合の理事会において、四半期ごとに信用事業強化計画の取組状況の報告を受け、計画の進捗状況を管理・検証するとともに、復興状況に応じた当組合の地域における信用供与の対応状況および地域の復興状況に合わせた当組合の施策を検討しております。

当金庫としましては、当組合が農業者等に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資する方策を効果的に実施するため、方策の具体化、担当部署の明確化、スケジュール管理を指導するとともに、県段階の農協系統諸団体とともに平成24年3月から参画している月次実績検討会において進捗管理を行うように指導しております。

これまでの月次実績検討会においては、信用事業強化計画の実践事項の進捗状況等を確認しつつ、当組合の組合員および利用者が直面している営農再開や生活再建等に向けた課題の把握にも注力しており、この内容を踏まえ、当組合を通じたサポート策の検討・実施に取り組んでおります。

c 被災者への信用供与の状況

(a) 被災者に対する条件変更等の対応への指導

当組合では、震災の影響を受けている農業者、事業者、住宅ローン利用者等を対象に、最長3年間の元金据置きや最終期限の延長を主とした特例措置を定め、震災以降、平成23年9月末までの間に、601件、42億67百万円の既存融資の返済猶予に対応いたしました。

当組合は、平成26年3月から平成27年4月末までの間、既存融資の条件変更を2件、62百万円実施し（震災以降の累計実績：156件、27億11百万円）、被災者からの相談に対しては、金融円滑化の趣旨を踏まえて、引き続き適切に対応することとしております。

このほか、平成27年4月末時点で相談継続中である22件、2億12百万円を対象に、被災者の状況に応じた個別対応を進めております。

また、震災以降平成27年4月末までに、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会にかかる案件について32件の相談を受け付けたことに加え、岩手産業復興機構については4件、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については3件の震災前債権の買取りに関する相談を受け付け、それぞれ適切に対応しているところです。

当金庫としましては、被災者が抱える二重債務問題に当組合が適切に対応できるように、当組合を含めた県内沿岸3組合を対象に、二重債務対策メニューの説明会（平成24年8月および12月）を開催して

おります。

また、岩手県信用農業協同組合連合会（以下、「岩手県信農連」という。）が、被災者への対応や体制整備にかかる指導を行い、二重債務問題にかかる相談を受けた場合の組合窓口担当者の整備を指導しております。

これに加え、当金庫および岩手県信農連は、県内において行われる防災集団移転促進事業に関して、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権の取扱いについて、JAバンクとしての対応方向をまとめ、平成25年1月に公表いたしました。この中で、買上げ代金が債務に充当される場合には、住宅ローンが全額返済とならない場合等を含めて基本的に抵当権解除に応じる方向であること、また、その後の債務返済のご相談についても真摯に対応することとしております。このうえで、平成26年1月に、抵当権解除にかかる対象県共通の事務手続を制定しております。

また、岩手県信農連では、当組合からの要望を受け、陸前高田市における防災集団移転促進事業のフロー（普通借地権の設定）に対応するため、既存の住宅ローン要項では対応出来なかった普通借地権での対応が可能になるよう、平成26年8月に県内での運用基準を新規に制定し、当組合に展開いたしました。

以上のように、被災者から二重債務問題に関する相談があった場合に、当組合が円滑かつ適切に対応できるよう岩手県信農連と連携してサポートを行っており、今後も、当組合における制度の活用実績等を踏まえつつ、説明会等の実施を検討してまいります。

なお当金庫から、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構および一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会に出向者を派遣し、被災者の負担軽減に向けたサポートに努めております。

(b) 新規資金需要の対応への指導

当組合では、県、市、岩手県農業信用基金協会、岩手県信用保証協会、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、岩手県農業協同組合中央会（以下、「岩手県中央会」という。）や岩手県信農連等の関係機関と連携し、低利・無利子資金等の提供を行っております。

当金庫としましては、岩手県内農協系統諸団体と連携し、新規融資にかかる利子補給を実施するとともに、県下統一PRの企画・展開、PR資材の提供をはじめ、以下のとおり被災者の負担軽減に努めております。

ア 農業関連資金

当組合では、事業再開にかかる資金や施設・設備の復旧にかかる設備資金などの幅広いニーズに対応できる、無利子の「農業近代化資金」や、JAバンク利子助成事業を活用した「JA農業資金」で融資対応を行っております。

また、東京電力福島原発事故による影響を受けている農業者に対しては、岩手県とJAグループにより無利子化措置を図っている「JAバンク東日本大震災対応緊急資金(原発事故)」を取り扱っており、当金庫といたしましても、同資金に対し、各団体と連携して利子補給を実施し、被災者の借入金利負担の軽減を図っております。

また、岩手県信農連の主催にて、被災農業者への資金面でのサポートを充実させるべく当組合信用・営農部署担当者向けの震災制度資金等にかかる研修会(平成24年1月、平成25年11月)を開催しており、当金庫としましては、研修資料の提供等、開催のサポートを通じて、制度の活用を促進しております。

イ 生活関連資金

当組合では、住宅再建や補修等のニーズに対しては、被災者が返済負担軽減のメリットを最大限享受できる、当初5年間無利子の住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度を優先的に融資対応するとともに、住宅金融支援機構の上限額以上の資金ニーズ等に対しては、JA住宅ローンやJAリフォームローンにて融資対応しております。

また、JAマイカーローンや、家財購入等多目的に使用できるJAクローバローン等の融資対応を行っており、平成26年3月から平成27年4月末までに604件、45億78百万円的生活関連資金の融資を実行しております(震災以降の累計:1,562件、89億30百万円)。

当金庫としましては、岩手県信農連と連携し、被災者等の住宅建設、生活の再建を促進し、被災地域および被災者の復興を支援するため、平成24年4月から、被災者等が当組合から新たに借り入れるローン(住宅ローン、マイカーローン、教育ローン)に対して、当組合に利子補給を行うことにより、更なる借入負担の軽減策を図っております。

(c) その他

当組合では、平成 24 年 4 月から店頭金利に 0.2%の金利を上乗せした復興定期貯金を取り扱うこととし、被災者の生活再建を支援することとしております。また、取扱期間についても、平成 28 年 3 月までに延長しております。

当金庫では、当組合の負担を軽減すべく、岩手県信農連を通じた上乗せ金利相当額の助成を引き続き行うとともに、当組合が組合員・利用者への周知を行う際のチラシ・ポスター等 PR 素材データの作成・提供等を行っている同信農連の取り組みへの協力によって、復興定期貯金への取組みをサポートしております。

d 早期の事業再生に資する方策への指導

被災した農林水産業法人等は、農機・ハウス等の固定資産のみならず、販路・雇用等へも被害が及んでおり、事業を軌道に戻すだけでも相応の資金が必要となっている状況です。

加えて、今後の復興過程において、個人農家や集落営農組織が法人化するケースや、農林水産業法人等が被災を機に営農断念した農家の受け皿となり、農地を周辺から集積するケースが発生することが想定されます。

当金庫としましては、それらの状況を踏まえ、被災した農林水産業法人や、被災地で新たに設立した農林水産業法人等に対して、柔軟に資本を供与するため、復興ファンド（東北農林水産業応援ファンド）を、平成 24 年 2 月に創設いたしました。

創設後は、当金庫および岩手県信農連が当組合向けに商品説明を実施するとともに、行政等関係機関に対しても情報提供を行っております。

また、当金庫では、農業者の営農再開等にかかる資金面での負担軽減を図るべく、農機具等リース料の一部助成を平成 24 年 7 月より開始し、平成 26 年度についても継続実施しております。

被災の程度が激しく、農地の復旧が遅れていること等から、現状、復興ファンド、リース料助成ともにニーズは限定的な状況にある中で、当組合からの情報提供を受け、平成 26 年 8 月に、当組合の組合員 1 名に対して、設備投資にかかるリース料助成を実施いたしました（震災以降の累計：2 件）。

さらに、当金庫では、被災農地の復旧・復興を支援すべく、被災農業者が営農再開を行うために不可欠な、資機材の購入費用を助成す

る営農再開支援の取組みを平成 26 年 3 月より開始しております。

当組合ではこれを活用し、被災した農地での営農再開をさらに推し進めていくこととしております。具体的には、営農再開する被災農家が平成 27 年度に米、園芸作物、飼料用作物の作付を行う際に必要となる土壌改良資材・肥料などの購入費用について助成の対象とすることを、平成 27 年 3 月に決定しております。

当金庫としましては、農地復旧状況等を踏まえながら、当組合における農業者ニーズに応える取組みを継続してまいります。

e 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策への指導

地域における農業、農地や農業者の生活基盤を維持していくうえでは、担い手対策、相続対応を含む事業の円滑な承継が必要と認識しております。

当組合では、機能強化に向けた人材育成を図り、定期的に担い手農家を訪問のうえ情報提供や相談対応を実施しております。

また、岩手県信農連は、当組合の営農部署・信用部署が共催する情報連絡会に平成 26 年 5 月・7 月、および平成 27 年 1 月に参画し、情報提供を行うとともに、両部署の連携強化に向けた指導・支援を行っております。また、実績管理等に関する指導として、当組合で月次開催される実績検討会への参画を継続しております。そのほか、制度資金の取り扱いにかかる研修会（平成 24 年 9 月）、貸出主管部を対象とした農業資金の取り扱いに関する研修会（平成 25 年 11 月）、支店の信用担当管理職を対象とした農業資金に関する研修会（平成 26 年 5 月）を開催しております。

当金庫としましては、今後も県段階の農協系統諸団体と連携し、担い手への訪問にかかる企画や、進捗管理等のサポートを実施してまいります。

(2) 財務内容の健全性および事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策への指導

当金庫では、当組合に対する J Aバンク基本方針に基づくオフサイトのモニタリング（月次・半期・年次）および定期的な進捗管理を通じ、市場・信用リスクの状況を確認するほか、ストレステストを実施する等により、財務内容の健全性が保たれていることを確認しております。

(3) 被災債権の管理および回収に関する指導

当金庫では、当組合が実施する被災債権の管理および回収につきまして、以下のとおり指導・サポートを実施しております。

a 被災債権の状況把握

当組合では、平成23年8月末時点で震災の影響を少なからず受けていると想定された貸出先のうち、その後全額返済された貸出先や返済に懸念がないと想定される以外の貸出先については、個別に対応方針を策定し、理事会において方針を決定するとともに、非常勤理事も参画した地区別での債権管理検討会議の開催等も含め、関係部署との情報共有を図りながら被災債権の管理・状況把握に努めております。

当金庫では、平成24年3月から開催されている月次実績検討会等において、個別貸出先の状況に応じた対処方針策定や経営改善計画の作成・見直し支援等を含めた信用事業強化計画の取組状況の把握とともに、被災債権の管理および回収状況の把握を継続して行っております。また、平成26年2月には、当組合のリスク管理部署とともに、大口の貸出先にかかる被災した担保地等の現況調査に帯同し、被災債権等に対する適切な事後フォローが行われている点を確認しております。

b 被災者ニーズを踏まえた支援方策への指導

当組合では、被災地域の現状と被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえ、被災者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再生に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行ったうえで、被災者の状況に応じた最適な支援策を提案・実施していくこととしております。

また、当組合では、被災した組合員・利用者の生活再建に向けた税制上の相談ニーズ等に対応するため、平成27年1月・2月に「復興応援税金セミナー」((株)農林中金アカデミー所属の講師による講演、地元の司法書士・税理士・社会保険労務士による個別相談)を開催しました。当金庫は、同セミナーの開催費用の一部を助成しております。

当金庫では、被災者の状況に応じた必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、当組合が取り組んでいる被災債務者の債権管理や私的整理ガイドライン対応等に関する指導・助言や、組合員・利用者の営農再開・生活再建に向けた相談機能の発揮への取組状況の把握を行いつつ、引き続き、多面的な支援を行ってまいります。

3 指導体制の強化の進捗状況

当金庫では、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間を期間とする「中期経営計画」において、復興支援を引き続き最重要課題として位置付け、本支店一体となって取り組んでおります。

このため、平成 23 年 6 月に整備した体制（理事長を本部長とする復興対策本部会議の設置、復興対策担当理事の配置、本店 J A バンク 統括部内の「復興対策部」の設置）を維持し、行政機関や全国段階の農協系統諸団体と連携した支援に取り組んでおります。

また、当組合が所在する岩手県を担当する仙台支店盛岡推進室での担当者 1 名増員も継続し、岩手県や県段階の農協系統諸団体とともに、震災からの復興に取り組んでおります。

岩手県内農協系統諸団体においても、岩手県信農連が「J A バンク 岩手東日本大震災復興対策会議」を設置しているほか、岩手県中央会、岩手県信農連、岩手県厚生農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、全国共済農業協同組合連合会岩手県本部内で進捗管理部署を定め、当組合における取組みをサポートしております。また、同信農連は、当組合への職員 1 名の派遣を継続していることに加え、平成 27 年 4 月から担当者を 1 名配置し、より綿密な指導・支援が行えるよう体制を強化しました。

当金庫といたしましては、上記の体制のもと、全国農業協同組合中央会等全国段階の農協系統諸団体、県内農協系統諸団体、行政等と引き続き連携し、当組合における信用事業強化計画等の着実な遂行および達成に向けた支援や、「復興支援プログラム（注）」の着実な実践等に取り組んでまいります。

注：本プログラムは、農林水産業の復興を全力かつ多面的に支援することを目的に平成 23 年 4 月創設、支援額 300 億円を想定しており、被災された農林水産業者に対する金融支援や、被災地域の生活再建に向けた取組み支援、当組合を含めた被災地の会員の経営基盤強化のための事業・経営支援などについて、役職員をあげた取組みを展開しております。

4 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 信用事業強化計画の履行状況の管理

当組合の信用事業強化計画の履行状況については、四半期に一度、岩手県行政・岩手県内農協系統諸団体等も参画する岩手県 J A 経営課題検討会（以下、「課題検討会」という。）において把握を行い、計画履行に向けて必要な指導および助言を行うこととしております。

また、課題検討会を通じ把握した履行状況や当金庫等の指導状況については、半期に一度、弁護士・税理士等の有識者により構成される「第三者委員会」に報告を行い、意見の聴取ならびに評価を受けることとしております。さらに同委員会の意見・評価を踏まえ、当金庫経営管理委員会の下に設置し、全国の信用農業協同組合連合会会長クラスにて構成されている「JAバンク中央本部委員会」に報告し、他県の農業協同組合等経営者による意見も踏まえ、必要な指導および助言を行うこととしております。

当金庫では、平成27年4月に実施した課題検討会において、当組合より信用事業強化計画の履行状況報告（平成27年2月末基準）の提出を受けました。

課題検討会を通じ把握した当組合の信用事業強化計画の履行状況につきましては、当金庫による本履行状況と合わせて、平成27年5月に開催した「第三者委員会」において報告いたしました。同委員会からは、「被災地における金融機能発揮、組合員の営農再開や生活再建支援など、計画に掲げた取組みに関しては、着実に実施されている。」「被災債権管理に関しても適切に取組まれている。さらなる相談機能発揮等の観点も含め、十全な実情把握に基づく与信管理の徹底を継続されたい。」との評価・意見を受け、月次実績検討会において当組合にフィードバックを行いました。

当金庫といたしましても、当組合が信用事業強化計画に掲げた施策につきましては、引き続き計画どおり実施されているものと認識しております。

さらに、計画の履行状況については、「第三者委員会」からの評価・意見を踏まえ、「JAバンク中央本部委員会」へ報告するとともに、主務大臣へ報告いたしております。

(2) モニタリング

当金庫は、JAバンク基本方針に基づき、月次・半期・年次のモニタリングを行っており、定期的な経営状況の把握に努めております。

具体的には、有価証券評価損益額や延滞金残高の状況を月次でモニタリングし、市場・信用リスクの状況を検証するほか、貸借対照表、損益計算書等の状況を半期・年次で分析し、ストレステストを実施しておりますが、当組合の財務内容の健全性には引き続き問題がないことを確認しております。

a 月次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、農協系統信用事業の共通システムを通じ、当組合のリスクや資金運用状況を把握・点検するため、毎月、以下の項目についてモニタリングを行っております。

項 目
① 有価証券残高
② 有価証券評価損益額
③ 貯証率
④ 有価証券減損処理懸念額
⑤ アウトライヤー比率（みなし補正值）
⑥ 3か月以上延滞金残高
⑦ 貯貸率（みなし補正值）
⑧ 外部格付のある与信のデフォルトによる損失見込額
⑨ ストレステスト後自己資本比率（みなし補正值）
⑩ 総合的なリスク量對自己資本（みなし補正值）

b 半期モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から半期決算（平成26年8月期）終了後に以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
① 上半期決算実績
② 組織・事業量の概況（所定様式）
③ 貸借対照表，損益計算書

c 年次モニタリング（オフサイト）

当金庫は、経営状況を把握・点検するため、当組合から各事業年度終了後に以下の報告を受け、モニタリングを行っております。

項 目
① 業務報告書
② 総（代）会資料（事業計画書を含む）
③ ディスクロージャー誌
④ 組織・事業量の概況（所定様式）
⑤ 農協法等に定める経営健全性基準等の遵守状況
⑥ 資産自己査定結果
⑦ 貸出等信用供与の状況

- | |
|------------------------|
| ⑧ 余裕金運用の状況 |
| ⑨ 自己資本比率の状況 |
| ⑩ 金利リスク等 |
| ⑪ 貸借対照表，損益計算書 |
| ⑫ 部門別損益の状況 |
| ⑬ 連結決算の状況 |
| ⑭ 会計関連資料（減損損失，繰延税金資産等） |
| ⑮ アウトライヤー基準該当に関する報告書 |

d オンサイトモニタリング

上記オフサイトによるモニタリングの結果，JAバンク基本方針に定める基準に該当した場合は，岩手県信農連および岩手県中央会と連携し，当組合の財務状況等について，統一された視点でオンサイトによるモニタリングを行うこととしております。当組合においては，現在のところ当該基準に該当していない状況です。

e JA全国監査機構による監査との連携

信用事業を実施する農業協同組合は，全国農業協同組合中央会（JA全国監査機構）による監査を半期毎に受けることとされており，平成26年度においても平成26年9月および平成27年1月に期中監査，平成27年4月に期末監査が実施され，引き続き，重要な指摘事項がないことを確認しております。

今後，監査結果等に改善すべき点があった場合には，当金庫が県段階の農協系統諸団体等と連携して実施している当組合への指導・サポートに，その監査結果等を活用してまいります。

(3) 計画の履行を確保するために必要な措置

当金庫は，当組合の経営状況や課題等を把握したうえで，信用事業強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたしております。

a 人的支援の実施

平成23年7月より，当組合が所在する岩手県を担当する当金庫仙台支店盛岡推進室内に岩手県内農協系統諸団体との連携強化のため担当者を1名増員していることも含め，前述の指導体制を維持し，農協系統諸団体が一丸となって当組合のマネジメント強化をサポートしております。

b 震災相談部署への指導・サポート

当組合本店相談課からの震災にかかる相談等に対しては、岩手県信農連 J A バンク 支援部および J A バンク 企画相談部が窓口となり、貸出債権の管理・回収の実務における課題の整理や二重債務問題にかかる指導・サポートを行っております。

当金庫としましては、当組合に対して個人版私的整理ガイドラインにかかる説明会を平成 23 年 8 月に開催したほか、当組合を含めた県内沿岸 3 J A を対象に、二重債務対策メニューの説明会を平成 24 年度に 2 回開催しており、以降も半期に一度行われている債権管理会議に岩手県信農連とともに参画し、対象案件に対し適切な対応がなされている点を確認しております。

また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構および一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会東京本部への出向者ならびに岩手県信農連や当組合と、適宜二重債務問題にかかる意見交換を行っております。

今後も、当組合からの日常的な相談等に対し、必要に応じて、他 J A 事例の提供や外部専門家の機能も活用し、適切に指導・サポートを行ってまいります。

c 担い手金融リーダーへの指導・サポート

農業融資を推進する「担い手金融リーダー（注）」に対しては、岩手県信農連と連携し、訪問活動にかかるマニュアルを配布のうえ、行動目標の導入による進捗管理を行っているほか、県内 J A の C S 調査結果を踏まえた農業融資の取組みにかかる改善策の検討などを行っております。

また、岩手県信農連内に設置されている「農業金融センター」が窓口となり、担い手金融リーダーからの日常的な相談等に対応しているほか、担い手金融リーダー間の情報交換やスキルアップをねらいとする「担い手金融リーダー研修会」を平成 26 年 6 月に開催し、6 次産業化や制度資金の活用等について研修を行うなど、必要な指導・サポートを行っております。また、平成 26 年 9 月には視察研修を行っており、大規模農業法人の現状を直接視察することで、担い手金融リーダーの見識を深める取組みを支援しております。さらに、平成 27 年 3 月には、当 J A の貸出所管部および担い手金融リーダー 8 名を対象に、担い手金融リーダー会議を開催し、農業近代化資金などの農業融資に関する

研修会も合わせて実施するなど、被災地の農業復興に資する人材の育成支援を行っております。

注：農業融資の実務面のリーダーとして、農業者に出向く活動を行い相談機能を発揮すること等を目的に、当組合が信用部署に配置している担当者

d 人材育成への支援

被災地域において農業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し、様々なニーズに対応できる十分な金融手法や各種事業の知識をもった人材の育成をサポートするため、当金庫関係会社の（株）農林中金アカデミーによる通信研修の提供を行っているほか、平成26年8月、9月および10月に岩手県信農連主催による農業融資推進等の研修会が開催されております。

また、岩手県信農連では、日本政策金融公庫が実施し、各組合職員に取得を奨励している「農業経営アドバイザー」を対象として、農業融資に対する知識の更なる向上を企図した「アグリビジネス研究会」を平成25年8月、平成26年1月・8月、および平成27年2月に開催しており、当組合からはアドバイザー有資格者3名のうち、平成25年8月には2名、平成26年1月には1名、同年8月には1名が参加しております。

その他、岩手県信農連において、融資業務や実務能力にかかる職員の対応力強化に向けて、トレーニーの受け入れを行っており、専門的な能力発揮に向けた人材育成を支援しております。当組合からは平成27年4月末までに2名のトレーニーを受け入れており、被災地域での円滑な金融対応が可能な人材の拡充をサポートしております。

e ALMサポートの実施

役員・幹部職員によるマネジメント強化に向け、岩手県信農連が当組合に対して平成24年7月にALMシステムおよびリスク管理にかかる研修会を開催しており、その後も月次のモニタリング（オフサイト）を通じてリスク管理状況のフォローを行っております。

当金庫としましては、岩手県信農連と連携のうえ、前述のモニタリング等を通じてALMの実施状況を確認する中で、当組合のALM管理態勢にかかる課題を把握し、金利リスクを含むリスク管理態勢の高度化に向けた指導を引き続き行ってまいります。

以 上